



News Release

2016年1月15日

知的財産教育協会 表彰制度 平成27年受賞者決定

～鮫島正洋氏・株式会社日立システムズ・京都府立工業高等学校～

知的財産教育協会(東京都千代田区、代表理事・会長:棚橋祐治)は本日、当協会の表彰制度において、平成27年受賞者を決定・発表しました。

■平成27年受賞者

【個人】

氏名	所属	表彰理由
鮫島 正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー 弁護士・弁理士	・知的財産に関する検定制度の創設への貢献および「知的財産管理技能検定」の技能検定委員として本検定の実施に積極的に貢献した実績。 ・知的財産アナリスト認定講座等の講座や技能士向け研修の講師としての登壇等、当協会の知財人材育成活動に積極的に貢献した実績。

【団体】

団体名	表彰理由
株式会社日立システムズ	業務能力の向上及び自己啓発を図る為、所定部門の全所属員に知財技能士の資格取得を義務付け、継続的に団体受検をする等、社内の知的財産管理に関する人材育成に知的財産管理技能検定を積極的に活用した実績。
京都府立工業高等学校	同校は、生徒に在学中の3級知的財産管理技能士の取得を推奨し、2010年より継続的に団体受検をして、2015年までに2級合格者7名を含む131名の知財技能士を輩出している。 同校は、生徒に知的財産管理の知識とスキルを身につけさせるとともに、多くの知財技能士を社会に送り出し、また2級知財技能士を輩出して新聞メディア等で取り上げられること等によって、知財技能士の社会的認知度の向上や知的財産管理技能検定の普及に貢献した。

■表彰制度とは

当協会では、知的財産管理技能検定及び知的財産管理に関する技能の普及、知的財産管理技能士のプレゼンスの向上を図るため、表彰制度を設けております。

【表彰基準】

次のいずれかに該当する個人又は法人から、被表彰者を決定します。

- (1) 当協会が実施する知的財産管理に関する人材育成活動について、多大の貢献があり、他の模範となるものと認められる個人又は法人
- (2) 知的財産管理技能の振興に資する活動や知的財産管理技能士の処遇・地位向上に関し、多大の貢献があり、他の模範と認められる個人又は法人
- (3) 知的財産管理技能士として社会又は企業等において顕著な貢献をした者、もしくは知的財産管理技能検定制度や知的財産管理技能士の活用等を通じて知的財産管理技能士のプレゼンス向上に貢献した法人等であって、知的財産管理技能士会運営委員会が推薦するもの

【知的財産教育協会 表彰制度】 <http://ip-edu.org/hyoushou>

当協会では、知的財産に関する知識の普及と啓蒙を活動趣旨としています。当検定がより多くの方に活用され、国が推進している知財人材育成によりいっそう貢献できるものになるよう努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

知的財産教育協会 広報担当・安場 E-mail: press@ip-edu.org

知的財産管理技能検定 HP <http://www.kentei-info-ip-edu.org/>

知的財産教育協会 HP <http://ip-edu.org/>